平成28年度 第8回 高野町農業委員会 定例会

議事録

平成29年1月11日開催 (公開用)

高野町農業委員会

平成28年度 第8回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成29年1月11日(水)

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 3番 下名迫勝實 4番 井手上治己 6番 柳葵 7番 久保良作

8番 上田静可 9番 中林敬 10番 梶谷廣美

以上7名出席

●欠席委員 1番 井阪晴美 5番 尾家富千代 以上2名欠席

●欠員委員 2番 辻本一 以上1名欠員

●事務局員 事務局長 中尾司

事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹 岡田健司

●関係者

●議事事項 議案第9号 農地の形状変更について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画

の決定について

協議第4号 農業委員担当地区の変更について

報告第9号 平成28年度農業者年金加入推進セミナー及び平成

28年度農業委員会会長代表者集会について

報告第10号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の認可

について

●議事内容 次のとおり

事務局(岡田健司)

おはようございます。定刻となりましたので、平成28年度第8回高野町 農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、出席委員7名、欠席委員2名。欠席委員1番井阪委員、5番尾家委員、欠員委員1名です。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超えておりますので、本日の本委員会は成立していますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

皆さん、おはようございます。あけましておめでとうございます。おめでとうございますと言いましたが、昨年辻本一委員さんが急に不慮の事故でお亡くなりになったということで、辻本さんは私たちにとっては一緒に仕事をさせてもらった方ですし、農業委員として皆さんと一緒にお仕事をしていただいておりました。富貴の皆さんにとりましては、一緒に地域づくりとか活動されて汗を流されたお仲間ということで残念な思いですが、この場をお借りしまして御冥福をお祈りいたします。

それで、辻本委員さんがお亡くなりになったということで、欠員が1名発生しておりますけども、去年の4月に改正されました「農業委員会等に関する法律」の附則第28条1項の規定によりまして、新たな委員の選挙は行わないということになっております。新体制に移行します平成29年7月19日までは、欠員1名のままで行うということになっておりますので御報告をさせていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

事務局 (岡田健司)

ありがとうございました。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員 を、事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は、9番、 中林委員、10番、梶谷委員にお願いします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願いします。

議長

それでは、あけましておめでとうございます。昨年一番若い辻本委員が不慮の事故で亡くなりまして、皆さんには御迷惑とかいろいろ御記帳いただきましてありがとうございました。これからいろいろと9人ですがそれでやっていきたいと思いますので、また御協力よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

議案第9号、「農地の形状変更について」事務局より説明よろしく願いい たします。

事務局(岡田健司)

議案第9号、「農地の形状変更について」、別添の農地につき農地の形状変更願いがあったので、審議願いたい。平成29年1月11日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページに、農地の概要と地図がございます。

今回の申請は1件でございます。農地の所在は、・・・字・・・・・・です。場所については、下の図面をごらんください。登記簿は田、現況地目は畑、農振区分、農振農用地内、面積は合計で606平方メートル。申請者の住所氏名は、伊都郡高野町大字・・・・・・、・・・・氏。

変更理由は、用水の確保が困難であることから、土地の埋め立てを行い畑として耕作したいということでございます。

隣接農地の所有者及び、区長の同意があります。

以上について、書類審査いたしました結果、許可相当と判断しましたので、 御審議願います。以上です。

議長ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見などございませんか。 これは地元の委員さんは関係ない。

事務局 (門谷佳彦)

そうです。一応形を変えるだけなので、農地法上は特に許可も必要ないんですけど、うちの場合は一応お出しをしていただくというふうにしてます。

議長はい。それでは他に御質問ございませんか。どうぞ。

下名迫委員 3番下名迫です。今ちょっと現状見たらあれ畑になり得るんですか。

事務局 (門谷佳彦)

現状はならないけど、なるという何かコウヤマキか、何か南天を植えてまだ上に耕土を乗せるという計画をしてるそうです。それで、畑になるようにしてくださいというふうには言うてます。それで、まことに長い期間見た上で経過措置でしなかった場合については、違反転用扱いにして別口でいただくようになりますよというふうな行政書士を通じて指導しておりますので、担当地区の委員さんには経過を観察していただきたいと思いますので、ほかの地区の委員さんも地区の委員さんも経過観察をお願いし、また事務局に御連絡をいただき、状況を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ほかに何か。意見がないようですので、議案第9号については可決したい と思います。 続きまして、議案第10号、「農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用 集積計画の決定について」、事務局より説明お願いいたします。

事務局(岡田健司)

議案第10号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」、高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別添農地の審議依頼があったので農業委員会の決定について意見を求める。平成29年1月11日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページに農地の概要と、その次のページに地図が載せております。

そしてその次のページは、高野町長からの意見書です。

今回の申請は1件でございます。番号28の3。

農地の所在は、・・・字・・・・・・で、場所については次のページの図面をごらんください。

登記簿は田、現況地目も田、農振区分は農振農用地内、面積は1,989 平方メートル、権利種別は中間管理権による賃貸借。

利用権の決定を受ける者の住所氏名、和歌山県和歌山市茶屋ノ丁 2 — 1、公益社団法人和歌山県農業公社、理事長下宏。

利用権の設定をする者の住所氏名、和歌山県伊都郡高野町大字・・・・・、・・・氏。

利用目的は水稲。期間は公告の日から10カ年。平成38年12月末までです。

賃料は、使用貸借権のため無償。

本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として 同法第18条第3項の各要件を全て満たす必要があります。

今回の利用権設定を受ける者は、公益社団法人和歌山県農業公社、和歌山 市茶屋ノ丁2—1です。

利用目的は田として、期間は10カ年間、水稲ということです。

本申請にあたっては、紀北川上農業協同組合に書類作成等をお手伝いいただいております。

今回の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満た しておりますので、許可相当と考えていますので、御審議願います。以上で す。

議長ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、これについて何か御質など、御 意見ございませんか。

何かないですか。ないようですので、議案第10号について可決したいと 思います。

続きまして、協議第4号、「農業委員担当地区の変更について」、事務局より説明お願いいたします。

事務局(岡田健司)

協議第4号、「農業委員担当地区の変更について」別添のとおり農業委員 担当地区割表の一部変更を行いたいので協議願いたい。平成29年1月11 日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

下のページをごらんください。担当地区割表を変更しておりまして、井阪 委員と尾家委員の赤字で表記している地区が変更地区となります。説明は以 上です。

議長ありがとうございました。

事務局 (門谷佳彦)

補足です。今回の変更につきましては、辻本委員が亡くなりましたことにより地区の割り振りを変更しております。地区内容の割り振りについては、 尾家委員及び井阪委員に事前に御相談をさせていただいて、本人に御了承い ただいておりますことを申し添えますので、よろしくお願いします。

議長 そういうことですが、こういう割り当てになりましたので皆さん御協力よ ろしくお願いいたします。

続きまして、報告第9号、「平成28年度農業者年金加入促進セミナー及び平成28年度全国農業委員会会長代表者集会について」、事務局より説明よろしくお願いいたします。

事務局(門谷佳彦)

報告第9号、「平成28年度農業者年金加入促進セミナー及び平成28年度全国農業委員会会長代表者集会について」、このことについて、別添のとおり平成28年度農業者年金加入促進セミナー及び平成28年度全国農業委員会会長代表者集会に出席したので報告します。平成29年1月11日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

本代表集会につきましては、昨年11月30日、12月1日の2日間に開催されて当会からは柳会長と事務局の私が出席をいたしました。

内容につきましては、まず初日の11月30日については農業者年金セミナーで、一年を通して農業者年金の加入を推進してくださいということの話をしております。あとは健康づくりでニンニクを食べたら元気になるとかという講習をしてますが、皆さん体調を崩したときニンニク食べてください。

次の日の12月1日でございますが、これは全国農業委員会会長代表者集会でございます。今回は、農地利用の最適化の推進に関する申し合わせ決議を行ったことや、地域の声を取りまとめた意見書の提出を積極的に取り組もうということであったりとか、農業農村の実態と農業委員会活動の決議と協力に向けたこと、また情報提供の、一応農業者新聞を買いなさいよというようなことが中心ですが、その辺が載っておることと、あとは特段毎年同じよ

うなことを言っておりましたので、特段大きな変更等はございませんでした。 全ての提案された議案につきましては、満場一致で可決をされたものでございます。 以上でございます。

議長ありがとうございました。

先ほど、事務局よりお話ありましたが、僕もちょっと行かせてもらっているいろ他府県の取組みやとか、いろいろと意見発表もありました。いろんな意見聞かせてもらって参考になりました。ありがとうございました。

続きまして、報告第10号、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の認可について」、事務局より説明お願いいたします。

事務局(岡田健司)

報告第10号、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の認可について」、このことについて、和歌山県知事より農用地利用配分計画の認可についての通知がありましたので報告いたします。平成29年1月11日提出。 高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページに、農地の詳細が載っております。・・・字・・・・・と・・・字・・・・・の農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定により認可する旨の通知がありましたので報告いたします。以上で報告を終わります。

議長ありがとうございました。

事務局 (門谷佳彦)

補足でございます。以前に農地の所有者と公社で最初の議案と同じように 農業経営基盤強化促進法で貸借を結んだと。その今度、公社が今度貸す人と 貸借を結んだということを確定したので通知したということのものです。普 通の貸借の場合やったら1回で終わるんですけど、今回農地中間管理事業と いうのを活用してやってございます。その関係で、まずはこっちの所有者と 公社で誰かに貸してくださいよって公社に預けます。今度公社が借りたいよ という人を探したり、申し込んで来た人との貸し借りを結びます。

今回の場合は貸借権の設定でございますので、賃料が発生しております。 賃料については、通常であれば借り主と貸し主でそれぞれやりとりをします。 今回の場合については、公社が責任をもって借り主から毎年12月に、1万 円をもらうということになりますので、全部で3万5,000円です。3万 5,000円を毎年その人の口座に入れてもらいます。公社から地主さんの ほうに送金されるという仕組みになってます。

こういう仕組みを利用することによって賃料のもらいそこないがない。期間が過ぎたらちゃんと返してもらえるという、今でもそうなんですけど、より一層堅実になったということの事業です。

この事業について、これからうちの農業委員会は積極的に活用していこうかと思いますので、またよろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

借り賃というのも双方で決めてる・・・

事務局 (門谷佳彦)

そうですね。双方で決めますけど、大体1万円というのがこの高野町でここ数年間の相場です。今回に関してもそれぞれお話をする中で、地主さんそれはいくらでも貸してくれるんだったら欲しいというような、貸すほうも限度があるんで、平均の1万円になりました。双方それで納得されたので今回10アール1万円という設定になってございます。

下名迫委員 3番下名迫です。無償のときでもこれを使ってるということですか。

事務局(門谷佳彦)

そうですね。これを使っていく、国が推進してますので、使わんでもいいんですけど、でも一番確実ですね。終わったら向こうも期間終了したんでどうしますかって公社から声がかかってきますし、うちもかけてますけど、これから主流になってくる。

ただ、これは農振地域内に限りますので、高野町で言うと花坂、筒香、富貴のこの3地区だけになりますので、それ以外の地区については従来通りの農業経営基盤強化促進法か3条の使用貸借権の策定になります。

10年以上する場合でしたら、協力金といって国から交付金もらえるとか、そのメリットはあるんですね。手続は大変なんですけど、一応そういうメリットが出てきたりとか、あと前もお話をしたように、遊休農地になった農振地域だったら税金が上がっちゃいますよっていう話があったと思うんですよ。それで、この農業公社に借りたとこを10年間設定した人はその対象から外れますというのが別にはあるので、今回つくるんで問題ないんですけど、本来この自分でようつくらんから全部公社にお預けしますよっていう制度なんですけどね。だから10年以上貸し付けたら、その分は税制軽減のまま進むというメリットも出てきます。1つは交付金がもらえる。もう1つは税制のメリットがありますよ。あとは公共がやるので安心感があります。この大きな3つの柱が中間管理事業のメリットですね。

デメリットは、手続に時間がかかるということです。普通の農業経営基盤強化促進法だったらほぼ一月ぐらいで終わるんですけど、これはまず貸し主と公社と契約して、今度は公社が借主と契約して、大体2カ月ぐらいかかります。基本的には前倒してこういうのがあればいつも手続していこうかと思います。またいろいろと御協力のほどよろしくお願いします。

上田委員 8番上田です。今日の議案第10号、これも同じようなもんかいな。

事務局 (門谷佳彦)

同じです。

上田委員 10カ年でなっとるけど。

事務局 (門谷佳彦)

そうですね。この人も10カ年の人やったんですよ。それで、そういう交付金もらえるよって農協さんと説明したんですけど、要らんないと一言で断られて。

上田委員 要らんて。

事務局 (門谷佳彦)

交付金てもう反に幾らっていう計算なんで、御存じのとおり何へクタールの集積するとすごいお金になります。だけど、これ2反切れるぐらいなんで、大変ですって言うて、要りませんと断られました。

またぜひとも中間管理事業、県内でも高野町からの利用率ってのは、最下位に近いほど少ないんで、これはいかんと急に打ち上げたんで、今度はちょっと上がっとると思います。

上田委員 借りる人を自分で探さなくても。

事務局 (門谷佳彦)

公社が探します。

議長 ほかにないですか。何か御質問。どうぞ。

下名迫委員 3番下名迫です。返したい場合に手続要るのか。

事務局 (門谷佳彦)

返したい場合、要ります。農業経営基盤強化促進法とか、中間管理事業とか3条で貸借権の設定をかけた人っていうのは、農地法第18条っていうので解約行為という手続をせなあかんのですね。それをしていただいたら大丈夫です。

基本的に解約行為ってもめてなければすぐ終わると思うんですけど、返したいとこって何個かは聞いてるんですね。期間が短いのはもう満了まで維持管理してよとお願いするんですけど、もう何年もある場合やったら一旦解約してもらってもいいんですけど、解約したあとが今度どうなるかによってな

かなか。

下名迫委員 実際言うたら自分ももうちょっと返したい。

事務局 (門谷佳彦)

なるほど。ただ、所得補償経営安定対策交付金とかそんなんで、多分交付金をもろとるところでしたら、なかなか規模縮小するといろいろと制約出てくるかもしれないです。それはちょっと調べないとちょっと何ともわからないんですけどね。

借りとるとこなんで、問題はないと思うんですけど、そんなとこあればい つでも事務局にどこの分でっていうのを教えていただいたら私調べます。

議長他にないですか。

以上、ないようですので、報告第10号は以上で終わります。他にご意見・ ご質問等ございませんか。

事務局(岡田健司)

何枚かの書類をお配りしておりまして、まずこちら農政情報、和歌山県農業会議の会長から年頭所管等書いてありますので、また目を通しておいてください。

次に、こちらの書類になるんですけども、和歌山県農業会議による農地利用の最適化推進に関するアンケート調査票というものをお配りしております。

事務局 (門谷佳彦)

これについては和歌山県の農業会議独自で、本年4月に施工された開催農業委員会法で農地の利用の最適化、担い手への農地の集積・集約が耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進活動を農業委員会に新たな必須業務として位置づけられたことは皆さん御存じかと思います。

その中において、各県内の委員さんまたは最適化推進委員、農業委員会の 事務局に全て再興していただけたらありがたいということで、このアンケート結果をもって県農業会議のほうから国のほうに対して、我が県はこういう 状況やからこの必須業務つくられたらなかなか難しいよっていう話もしてい くんかもしれないし、そういうことを国に働きかけをするという中でアンケートをしたいということを、事務局へ農業会議のほうから連絡が来ました。 今ここでご回答いただきまして、終わったあとに事務局が回収します。

またこのアンケート結果については、農業会議のほうが集計して、各市町村にまた集計結果等を報告していただけるという話を聞いております。また、委員会定例会におきまして、報告させていただきます。

最後にもう1つ、お配りしてる農業委員会の申込用紙と農地利用最適化推 進委員の申込用紙をお配りしておるとおもいます。ここの様式第1号と書い てあるところ、最適化推進委員はどっちでもいいです。農業委員のほうです。 こちらのほうの1号様式っていうのは個人の推薦を受けていただくものです。 2枚目の4の推薦者の署名でございますので、そこに2名ですね。区長さん とか今の、前職の委員さんとかでも構いません。そういう人でも構いません し、農家の人でもいいんで、それは署名してもらった人の推薦っていう場合。 もう1つについては、例えば団体、農協さんであるとか、町内会であるとか、 何とか生産組合であるとか、そういうところから推薦をしていただく場合の ものはこちらです。

そして、第3号が自薦です。いわゆる自分で推薦して出していただくということです。言い方を変えれば立候補するというようなものです。

現在募集をしておるところでございますが、きのうで一応募集期間終了なんですが、誰1人応募も出てない。問い合わせもなかったという状況でございますので、我こそはと思う方はぜひ立候補していただければと思います。

次に、最適化推進委員については、1名の方だけ応募していただいてます。 最終どうなるかわかりませんけど、最適化推進委員については2名を上限と してます。申込み方法は同じです。1番は、個人の推薦でいいです。2番は、 団体の推薦です。3番は、自薦です。そのようにして出していただければと 思います。

それで、書いていただきましたら、役場か支所にお渡ししていただければと思います。

最終的にこのあと、皆さん出していただいたあと、役場の中にあります強化委員会というところに上程をして、この人が応募してますよと。これで候補者として選んでいくんですね。候補者として選んだ分を評価委員会のこういう人ですって全員の評価をします。そのあと高野町長に対して、こういう方がこういう評価ですということをお知らせいたします。また、高野町長がこの中でこの人と選んだ方を議会に上程して、議会の議決を得て、初めて農業委員さんになっていただくというストーリーになります。

最適化推進委員は、町長まで行かず、農業委員会で決めるようになります。 できるだけ出てくださいというのが正しい言葉なのかよくわかりませんが、 我こそはと思う方、もしくはこの人はいいよと思う人とかもう推薦してあげ てください。それか自分を推薦してください。書き方がわからない方は事務 局へ電話ください。現地に行って説明もします。

議長いつまで。

事務局 (門谷佳彦)

2月10日です。2月10日金曜日までを追加延長手続をこれからしてまいります。

議長 ほかにないですか。ないようですので、今日の議会はこれで終了したいと

思います。どうもありがとうございました。

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成29年1月24日

会 長		 	
署名委員	9番		
署名委員	10番		

[※]署名については、別紙原本にて行っています。

[※]この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。